ZENROSAI NEWS

在職中しっかり積み立て! 退職後は安心の毎日を!!

全国港湾ねんきん共済

新団体年金共済

将来の生活費がどのくらい必要か不安

病気やけがにしっかり備えたい

家族に介護の経済的な負担をできるだけかけたくない

万一の場合、残された家族の保障が必要

共済や保険などの私的保障の充実がキーポイント。

全体で考えましょう! 老後の生活費

私的保障（共済・保険・貯蓄）

企業・団体内保障（企業年金など）

公的保障（国民年金・厚生年金など）

将来への不安は人それぞれ…

家族構成・ライフプランなどにあわせて保障設計できる新団体年金共済で備えませんか?

新団体年金共済は、積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受け取り時に医療保障・介護保障・生命保障・年金での受け取りの中から選択できるプランがあります。

【訃報】増井正行氏

病気療養中のところ七月八日に死去、八十一歳。通夜は九日、告別式は十日に神戸市内の斎場で執り行われた。

増井氏は神戸港湾労働組合連合会（神港労連）の委員長、神戸港湾労働組合協議会（神戸港湾）の議長、そして八十九年から〇二年には日本港湾労働組合連合会（日港労連）の委員長を歴任し、連合会化した現在の全国港湾の前身である全国港湾労働組合協議会の議長を九十八年から〇一まで四期にわたって務め、その後も議長相談役、顧問を務め、長年にわたって港湾労働組合活動に御尽力されました。

謹んで御冥福をお祈り申し上げます。　合掌

ろうきん

会員の皆様限定のお得なローンの案内です。

カードローン・・・3.875%～

住宅ローン・・・0.725%～

車のローン・・・2.4%～

詳細・申込は労金へ

藤木インスペクター日誌

～オーナーとの交渉～

六月の下旬ごろ、全国港湾に中国名と思われる名前で二通のメールが受信されていました。

見てみると写真のようなものが張り付けてあり「自分はベトナム人で中国人オーナーの船に乗っていて三月で雇用契約が終わったけど三か月分未払いのまま下船していまだに未払いなのでなんとかしてほしい」と言う内容でした。

実際、このように下船した後で給料の支払いをオーナーに求めても非常に難しいことが多いので「あなたが望むなら、要求だけはしてみるけど非常に難しいと思います」と返事をしたところ「ありがとう!あなたの支援に感謝します」と返事が返ってきたので心の中で（ほとんど無理だと言っているだろ!）と思っていました。

とりあえず自分は、オーナーの電話番号とかメール・アドレスを聞き「彼の未払い賃金を払わなければあなたの船が、日本のどこの港に入港しようが、PSCを呼ぶことになります」と言うような内容でメールを送り様子を見ることにしました。

メールを送ったのが週末だったので翌週に返事が来ているかと思いましたが、無しのつぶてでした。

そこで、夕刻前に今度はFAXで送信しました。

すると一時間もしないうちにベトナム人（本人）から「入金されました。ありがとうございました」とメールがあり、私は「えっ!こんなこともあるのだなあ」と思うと同時によかったなと思いました。

二週間ぐらいしてITFのデータベースにこの件を入力しようとした時のことです。

そこにはすでに韓国のキムITFコーディネイターの入力があり、同時期に終了していました。

私は、同時期に二人で取り組んでいたことを初めて知り、それで解決したのだろうということも知ったのでした。

向かって右がキムさん

労働組合法講座 ⑦

～不当労働行為㊦～

今号は前号に続いて、団体交渉の内容、不当労働行為の支配、介入です。

［団体交渉事項］…団体交渉事項は、労働条件だけでなく「経営・生産・人事」に関する事項であっても、労働者の身分や労働条件等にかかわる限り対象となります。

組合員の解雇や配転、懲戒等の個別問題についても、非組合員の問題であっても内容によっては対象事項になります。

［団体交渉人員・時間］…団体交渉の人員や時間は、「社会通念」を逸脱しない限り制限はありません。使用者が、交渉人員数や必要時間の制限などを「団交拒否」の理由とすることはあべこべで、これらは団体交渉で決めるべきことです。

また、団体交渉を就業時間中に賃金カット無しで行うことは常識で、これを理由に団体交渉を拒否することはできません。

さらに、同一企業内での複数組合の場合においても、少数組合であっても、「団体交渉権の保障」においては同等であり、差別的扱いは不当労働行為になります。

［団体交渉人員・時間］…〇支配、介入、経費の援助の禁止（第三号）…労働組合の結成や運営を支配したり、これに介入すること。また、労働組合の運営に経費の援助を与えること。

労働組合は労働者によって自主的に運営されています。被解雇者であっても雇用関係のない労働者も組合員にすることができます。従業員でならないことを強要するのは「支配介入」にあたります。そういう労働協約があっても拘束されることはありません。

なお、「経費の援助」からは、①労働時間中に賃金を失うことなく労使協議・交渉すること、②福利厚生資金などの寄附、③最小限の組合事務所の供与は除かれるとしています。

〇労働委員会申し立てに対する解雇、不利益扱いの禁止（第四号）…労働委員会に不当労働行為違反の申し立てをしたことや再審査の申し立てをしたこと、労働委員会の調査や審問に証拠を提示したり、発言をしたことをもって解雇や不利益な取扱いをすることは禁止されています。

〇不当労働行為違反には、労働者、労働組合から救済の申し立てを受けて、労働委員会が調査、審問を行って命令を交付します。

労働委員会は、使用者に不当労働行為の差し止めや謝罪文の交付（ポスト・ノーティス＝謝罪文の掲示）など多様な命令を発することができます。

労働委員会の命令が確定した場合や命令が争われて裁判で確定した場合は、使用者は過料や禁錮、罰金を受けることになります。次号は、争議行為の民事免責（第八条）、他の内容です。